

天安門事件以後のアメリカの対中政策

田 中 明 彦

一はじめに

東アジアの国際政治を考える時、米中関係が、中ソ関係や米ソ関係とならんで、最も構造的な影響を持つてきたことは、戦後の歴史を簡単に振り返ってみるだけで、容易に観察できることである。⁽¹⁾ 戦後の日本が、北京ではなく台湾を平和条約の相手として選択したことは、「中ソ一枚岩」との見方のもとで、米中が敵対的な関係にあつたことによつて説明できるし、一九七二年に日中国交回復がなされたことも、その前年に歴史的な米中和解がなされたことに大きく影響されているのである。

一九七〇年代後半は、アフガニスタン侵攻に象徴されるソ連の第三世界への積極的進出や東アジアでの海空軍力の増強などを背景として、アメリカには中国を対ソ政策のカードとして使おうとするチャイナ・カード論、中国には日本と組んでソ連と対抗しようとする「聯合反霸」あるいは「一条線、一大片」という考え方が成立した。⁽²⁾ しかし、レ

一ガン政権が成立し、その親台湾的政策から米中間にはさまざまな軋轢が生まれ、また中ソ関係の改善の兆しも表わされ、一九八二年、中国では米ソどちらとも戦略的な関係は結ばないとの「独立自主の対外政策」が表明されるようになり、また、アメリカにても、チャイナ・カード論の放棄が表明されるようになった。

とはいって、対外開放政策をとる中国にとってアメリカや日本あるいはその他の西側諸国との関係を悪化させることは考えられず、またアメリカにとつても中国が近代化し西側に友好的であることは自らの利益と考えられた。ここから一九八〇年代後半にかけて生じてきた構図は、中ソ関係の改善が必ずしも米中関係の悪化に繋がらない、中ソおよび米中がともに良好な関係を維持するというものであった。この傾向は、東アジアの各国がお互いの関係を米中ソといいう主要国の意向をあまり気にすることなく進展させることができるという好ましい環境を生み出してきた。日中関係が、さまざまな歴史問題や台湾問題などで摩擦を生みながらも、基本的に良好かつ拡大する関係を維持できたのも、このような環境のおかげであった。

しかし、一九八九年の国際政治におけるさまざまな出来事は、このような環境に変化をもたらすかもしれない重要性をもっていた。とりわけ重要なのは、六月四日の天安門事件である。中国の政権が民主化を要求する学生たちを各国のメディアの目前で武力鎮圧したことは、その後の東欧で起こった非共産主義化の動きと著しいコントラストをなし、とりわけアメリカにおいて、中国との関係の再考を迫ることになった。ふたたび、米中関係の基調が変化したのである。この変化が、どの程度継続し、またさらにどのような方向に動くかは、今後の東アジアの国際政治の動向に極めて大きな影響をもつといわざるえない。したがって、以下本稿では、まず天安門事件直前までの米中関係がどのような状態であつたかを要約し、ついで、天安門事件直後の米国の反応を分析し、最後にその後の展開を記述する

ことにする。

二一 天安門事件以前の米中関係

(1) 相互交流

一九八八年に米中両国は、国交正常化一〇周年を迎えた。この一〇年の間に両国の経済交流、人物交流はきわめて大きなものとなつた。ウインストン・ロード駐中国大使（当時）も述べたように、「両国の貿易総額は、一三五億ドルに達する見込みであり、現在三万五千人の中国人留学生がアメリカで学んでいる」。⁽³⁾ 一九八八年には、三月に呉学謙外交部長が訪米し、七月にはシュルツ国務長官、九月にはカール・チ国防長官が訪中し、一九八九年二月には、昭和天皇の大喪の礼に出席した帰途、ブッシュ新大統領が訪中するなど、活発な交流がみられた。ブッシュ大統領の訪中は、一二月の錢其琛外交部長の訪ソ、二月のシェワルナゼ外相の訪中、そしてゴルバチョフ書記長の訪中の予定が決まるなどの中ソ関係の改善の動きに対し、米中関係の重さを誇示するところにねらいがあったといえよう。

米中間の全般的な関係はきわめて順調と言うべきであったが、一九八七年以来、いくつかの点で米中関係には問題が生じた。第一は、中国の武器輸出をめぐる問題であり、第二は、台湾とアメリカの関係であり、第三は中国内部における人権問題であった。

(2) 武器輸出問題

天安門事件以後のアメリカの対中政策

中国の武器輸出の問題は、一九八七年に大きな問題となつた中国のシルクワーム・ミサイルのイランへの売却に端を発している。これに抗議すべくアメリカは、一九八七年一月ハイテク技術の対中輸出のさらなる自由化をストップした。以後、中国はシルクワーム・ミサイルの売却はせず、結局、八八年三月の吳学謙外交部長の訪米時に、アメリカの対中制裁は撤廃された。しかし、その後もアメリカは中国の武器輸出に懸念を表明し続ける。とりわけ、中国がサウジアラビアに売却した中距離弾道ミサイルについてアメリカは、強い懸念を示した。シュルツ国務長官の訪中時にも、またカール・ツチ国防長官の訪中時にも、長時間にわたる議論が行われたという。⁽⁴⁾もちろん、アメリカ自身武器輸出を中国よりもはるかに多量にしていたわけであるから、中国の武器輸出すべてに反対したわけではない。あくまでも強道ミサイルの拡散、とりわけ中東地域への拡散が問題とされたのである。カール・ツチ長官の訪中の結果、アメリカは中国側の態度に満足の意を表明した。中国側は、すでにサウジアラビアに売却されたものを除いて、これ以上中東には中距離ミサイルを供与しないと約束したものとみられた。⁽⁵⁾

(3) 台湾との問題

台湾との関係については、一九八八年には中国が、アメリカの台湾との関係維持に懸念を表明するという機会が何回かあった。八八年一月に、雑誌『瞭望』（海外版）にアメリカが台湾の独立を後押ししているとの論文が掲載され、その直後にこれが取り消されるという騒ぎがあった。⁽⁶⁾また、錢其琛中国外交部長は、米中国交一〇周年のレセプションで、台湾問題が依然として中米関係の安定に響く要因だと指摘した。さらに、八九年二月のブッシュ大統領の訪中時にも、李鵬総理は、「台湾問題などでは一部のアメリカ人が中国の内政に干渉しようとしている」と指摘した

といわれる⁽⁷⁾。

(4) 人権問題

中国内部の人権問題については、アメリカ国内で、アメリカ政府がソ連に対するのと同じ基準で中国を扱っていたという批判が生まれていた。つまり、ソ連に対するのと同じ基準を使えば、中国の人権擁護の水準は、批判の対象となるべきであるというのである。これに対し、ブッシュ政権が、人権に無関心でないということを証明しようとしたのが、ブッシュ訪中時における答礼宴への「民主派」人士の招待であった。アメリカ側は、中国側と相談せずに方励之などの人士を招待したのである。中国側は、これに対し、方励之を会場に入れず追い返すというかたちで答えた。同じ日の会談で、趙紫陽総書記はブッシュ大統領に対し、アメリカで中国の民主派の不満分子を支持する動きがあるが、これは中国の安定と改革、米中友好にとって不利だと非難していた。ブッシュ大統領は、方励之が答礼宴に出席できなかつたことを遺憾に思うと、北京を発つ際に述べたが、中国側は、これにさらに反論を加え、全般的にいえば、成功とみられた訪中に後味の悪さを残した。

(5) 中ソ関係

中ソ関係はゴルバチョフ書記長の登場とともに、急速に改善に向かってきた。もちろん、中ソ関係についていえば、その改善の兆しは、一九八二年三月のブレジネフがタンケントで行つた演説くらいまで遡つて見つけることはできる。そもそも、中国が同年九月の第一二回共産党大会における胡耀邦演説で、中ソ関係の三つの障害を明らかにしたこと

は、中国側が、中ソ関係を全面的対決から条件闘争に変えたことの現われであった。しかし、ゴルバチョフ以後の中ソ関係の進展はやはり目覚ましいものがあった。一九八六年七月に、ゴルバチョフがウラジオストックで行った演説、翌年のインドネシアのムルデカ誌とのインタビュー、そして一九八八年九月のクラスノヤルスクでの演説と、年を重ねるごとに、ソ連の中国との関係改善の意欲は明らかになってきた。ソ連の改革派は、中国の開放・改革政策を讃え、中国の改革派はゴルバチョフのペレストロイカを賞賛するようになった。中ソ関係の三つの障害についても、交渉を進めることによって、着実に除去される方向に進み、ついに、一九八九年五月にゴルバチョフ書記長の訪中による中ソ関係の全面的正常化に到つたのであった。

中ソ関係に対するアメリカの見方は、基本的にその改善を歓迎するというものである。八八年七月中旬に中国を訪問したシュルツ国務長官は、その後ハワイで演説し、「中ソ関係改善の障害が除去されることは、アジアのすべての国にとっての安全保障と安定に役立つのであれば、これは建設的なことだ」と述べた。⁽⁸⁾翌年、中国を訪問したブッシュ大統領も、中ソ接近は、「カンボジアの民族自決と平和の模索、さらに朝鮮半島安定化への新しい進展が期待できるものである」とこれを歓迎した。⁽⁹⁾

このブッシュ大統領の言葉にもあらわされているように、アメリカは中国がカンボジア問題で積極的な役割を果たすよう求めていた。八八年のシュルツ長官の訪中時にも、この問題で鄧小平と長い議論をしており、とりわけクメール・ルージュに対する中国の態度の変化に歓迎の意を表するようになってきた。八九年二月のブッシュ訪中時にも、ボル・ボト派の中心勢力を含まない形で、民主カンボジア三派連合政府大統領であるシアヌーク殿下の主導による暫定政権を樹立することが望ましい、との米政府の立場が伝えられたといふ。⁽¹⁰⁾

いずれにしても、注目すべきは、このような中ソ関係の進展は、米中関係の悪化なくして達成されたことである。

ゴルバチョフのウラジオストック演説の約三ヶ月後、アメリカ第七艦隊の艦船が中国山東省の青島（チンタオ）に寄港した。これは、中華人民共和国成立以来初の米国艦隊による中国訪問であった。また、ゴルバチョフ訪中が決まってからも、中国はかなりアメリカに対して配慮を示し、昭和天皇の大喪に出席したブッシュ大統領に訪中を求めて、米中友好を確認したのであった。四月には、中国艦隊が、ハワイに寄港し、ゴルバチョフ訪中直後に、再びアメリカ第七艦隊が、今度は上海に寄港したのである。

三 天安門事件への反応

(1) 行政府

一九八九年四月、胡耀邦死後の民主化要求デモが始まって以来、ブッシュ政権は、一種のディレンマに立たされた。一方で学生を中心とする民主化要求に対しては支持をあたえなければならないのに對して、中国の共産党政権とも敵対したくないという要請にせまられたからである。したがって、民主化運動が盛り上がり上がっていった時期にも、ブッシュ政権の対応はきわめて慎重なもので、学生の側と政権の側の両者に「抑制」を求めるといったものであった。

さらにいえば、六月四日の天安門事件以後も、アメリカ国内での世論の反発を考慮すれば、ブッシュ政権の反応はきわめて抑制されたものであつた。事件勃発直後のアメリカ時間六月三日、ブッシュ大統領は、「平和的デモに対する武力行使の決定と、それによる人命の損失は極めて遺憾である」と語り、軍事交流を停止するなどの措置を実行す

ると発表した。その内容は、①米政府及び民間レベルによる対中武器類の輸出をただちに停止すること、②両国軍関係者の交流の停止、③在米中国人学生の滞在延長などの便宜供与、④赤十字を通じた負傷者への看護、⑤米中関係の他の側面に関する見直しなどを含むものであった。⁽¹²⁾これらの措置は、後に述べるように、実質的にはそれほど重い制裁ではなかった。このような雰囲気の中で、ブッシュ大統領は、「中国政府が、学生たちの希望の正当性を認めまるで、米中関係は正常なものに戻らない」と語り、「われわれは、人権のために発言しなければならない」と断言した。ただし、同時に経済制裁をさらに加える意思はないと表明したのである。⁽¹³⁾大統領は、中国に対して今は「感情的行動をとる時期ではない」と述べる一方、「国交の全面的な断絶は望まない」として、議会が望んでいたリリー駐中国大使の召還は見合させたのである。⁽¹⁴⁾

しかし、中国側の行動は、ブッシュ政権が穏健な態度でいることを許さなかつた。六月一一日には、北京の米大使館に避難している方励之夫妻に逮捕状がでた。これに対し、アメリカ政府は、方励之夫妻を引き渡す考へのないこと⁽¹⁵⁾を明らかにする。また、六月二二日、中国政府による民主化運動指導者らの摘発に対し、米政府は「学生らを逮捕したこところで、軍部による天安門広場の殺傷事件が忘れ去られるわけではない」と批判するようになる。⁽¹⁶⁾六月一四日には、中国政府がVOA、APの二米人記者の国外退去命令を出したことに対し、ホワイトハウスは抗議の意を明らかにし、同日午後には、キミット国務次官（政治担当）が、ワシントンの中国大使館幹部を国務省に呼び、正式に抗議した。⁽¹⁷⁾六月一六日には、ホワイトハウスのフィックスウォーター報道官は、中国が民主化運動で摘発した被告に死刑判決を下したことについて非難した。⁽¹⁸⁾さらに、六月一八日、フォーリー下院議長は、中国が方励之を逮捕するため「実力行使によって大使館に侵入すれば、それは即時に外交関係の断絶を意味する」と警告した。⁽¹⁹⁾

六月二〇日、中国当局の民主化運動摘発と運動家らへの死刑判決に対し、米政府は、次官補レベル以上の全政府高官の対中接触を全面的に禁止すると発表した。また国際金融機関などに新規の対中借款を延期するよう求めた。これにより、予定されていたモスバッカー商務長官およびブレーディ財務長官の訪中は取り止めになつた。⁽²⁰⁾ この時点までには、國務省は、二〇数項目の追加制裁措置をまとめたといわれる。⁽²¹⁾ このようなアメリカの追加措置に対して、中国政府は、二二日、三週間ぶりの外務省スペーカーの定例会見のなかで、「反革命暴動の平定は、中国の内政であり、外国政府は干渉すべきでない。……米国政府が圧力をかけることに反対する」と強く反発⁽²²⁾し、断交や經濟制裁に對して「賢明でなく、無駄のものだ。中国人民は外国からの圧力に屈したことはない」などと語った。

六月二二日、中国の上海での列車焼き打ち事件の被告三人の死刑執行が實際に行われると、ペーカー國務長官は「深い遺憾の意」⁽²⁴⁾を表明した。しかし、翌二三日には下院外交委員会の公聴会で、同長官は、「人権は米国の外交政策の基本的な要だが、米中の地政学的、經濟的な關係の重要な性も考慮にいれなければならない」と述べ⁽²⁵⁾、また、六月二七日には、ブッシュ大統領は、「世界と太平洋地域の現状を考えると、中国と良好な關係を結んでいることが米国の國益になる」と述べ、強硬措置の可能性を否定したのである。⁽²⁶⁾

(2) 議会

しかし、アメリカ議会では、ブッシュ政権の慎重な方針を支持する意見は必ずしも多くなかつた。まず、アメリカ上下両院は、六月六日、中国の民主化運動を非難する決議を採択した。⁽²⁷⁾ さらに六月八日にはヘルムズ上院議員が中国に対し広範な政治的経済的制裁を求める法案を提出した。⁽²⁸⁾ ナン上院軍事委員長は、二一日朝のCBSテレビで、中国

の戦略的重要性を認め「米国は中国に対する戦略的な関係を断ち切ることはできない」としながらも、「段階的に経済関係を断つことは可能」と述べた。さらにソラーズ下院外交委員会アジア太平洋小委員長などは、中国への最惠国待遇の取消し、ハイテク移転の制限、対中信用保障の中止、大使の召還などを主張していた。⁽²⁸⁾ そして、六月一十九日、米下院は、対中制裁法案を四一八対〇で可決したのである。この法案は、対外援助支出権限法案(H.R. 2655)に付加されたもので、すでに行っている武器輸出の禁止などに加えて、米政府がただちに中止すべき項目として「①中国への海外民間投資公社(OPIIC)の新規保証取り付け②米中貿易促進のための一切の活動③原子力開発の協力関係④米人工衛星の対中売却⑤対共産圏輸出統制委員会(ココム)による中国への先端技術移転の規制緩和」などを含むものであった。⁽²⁹⁾ そして、七月一四日には、米上院もほぼ同様の趣旨の、対中制裁法案を八一対一〇で可決したのである⁽³⁰⁾。これは、国務省支出権限法案(S. 1160)に付加された修正条項であった。下院案と上院案の違いは、第一には、大統領に与えられた制裁解除の権限であった。下院案では、解除することが米国の「国家安全保障」にそういうものであれば、大統領は制裁を解除できるとされていたものが、上院案では、「國益」にそうものであればよいとされていた。この意味で上院案の方がより柔軟であった。しかし、上院の意向表明としてかなり厳しい文言もあった。つまり、ほとんどすべての経済的関係について再考慮すべきだとか、輸出入銀行の融資をやめるべきだとか、世界銀行の融資に反対すべきだとか、さらには中国への最惠国待遇を再検討すべきだとかの要求が含まれていたのである。⁽³¹⁾

(3) 米企業

しかし、その一方で米国企業は、政府の姿勢を見守りながらも、あまり強硬な姿勢にはならないとの判断のもと、

七月にはいると関係を復活させはじめた。米中間最大の技術協力といわれたマクダネル・ダグラスと上海航空工業会社の合弁事業も米側技術者はほぼ全員が帰任し、中距離旅客機MD八二の生産を再開した。また、クライスラーと中国の合弁事業である北京ジープ（旧アメリカン・モーターズの事業を買収で引き継いだもの）の生産も、七月には事件以前の水準に戻った。モトローラも天津で一億ドルを投資して子会社を作るという構想を中国当局に伝えたといわれる。ケンタッキー・フライドチキンは上海の新聞に約一四〇人の従業員募集広告をだした。ジョンソン・ワックス社、ペプシコーラ、ドレッサー・インダストリーズ社なども上海で合弁企業を設立する動きをしめした。³³七月一七日、小型カメラ・メーカーのコンコード・カメラ社は、中国広東省宝安県横崗經濟發展公司との間で、横崗鎮の土地五・四平方キロを二五年間同社が商業用地として借受け、それを第三者に分割貸与すること認める取決ために合意した。³⁴ガラス大手のPPG・インダストリーズは、大連市の經濟開發区に総投資額一億ドルをかけて日産五〇〇トンの新鋭板ガラス工場を中国側と合弁で作ることに合意した。³⁵

四 八九年後半の対中政策

(1) 「秘密訪中」から「秘密訪中」へ

六月後半にはとりわけヨーロッパ諸国は中国に対して厳しい態度をとるようになつてきていた。しかし、ブッシュ政権は、中国が孤立化することはかえって好ましくないと判断のもと、経済制裁措置に関して日本や西欧諸国に同歩調をとるよう非公式の打診を始めていた。六月二六日、三塚外相は、ブッシュ大統領、ベーカー国務長官と会見

し、日米両国は、中国への対応について「（武力制圧などは）人権問題として容認できないが、大局的見地から中国を孤立化させるべきではない」との基本認識で一致したのである。⁽³⁶⁾ こうして、七月中旬のアルシュ・サミットでは、これまで各国が行ってきた対中措置を中心的に中国に関する声明をまとめることになったのである。

また後に明らかにされたところでは、高官の接触禁止との声明にもかかわらず七月始めにスコウクロフト補佐官とイーグルバーガー国務副長官が秘密に訪中した。⁽³⁷⁾ イーグルバーガー国務副長官が後に語ったところによると、この訪問中は、「天安門事件にいかにアメリカが驚愕したかについての大統領のメッセージを薄めることなく中国指導部に伝えることが目的であった」。もちろん、中国側は、このような意見には同意しなかった。「結び目は、結んだ者が解くべきだ」というような反応しかしなかつたのである。イーグルバーガーによれば、この旅行は「容易でも快適でもなかつた」⁽³⁸⁾ という。

さらに七月末のパリでのカンボジア問題国際会議に際し、ベーカー国務長官は、錢中國外相と会談し、「①ブッシュ大統領は米中関係ができるだけ早く完全修復したいと望んでいる②だが米議会を中心に中国に対する強硬論がまだ収まっていない③だから中国は米国民を納得させられる“明白な改善策”を打ち出してほしい」と説明したといふ。⁽³⁹⁾

八月九日には、米国務省は、天安門事件以来中国国外に避難していた北京の米大使館員の家族らに中国へ戻ることを認めると発表した。⁽⁴⁰⁾

八月一八日に訪中した米共和党少数民族委員長のアンナ・シェンノート（中国名—陳香梅）女士は、米国が対中関係改善を希望しているとのブッシュ大統領の口頭によるメッセージを中国側に伝えたことを明らかにした。⁽⁴¹⁾ 九月一六日には鄧小平中央軍事委員会主席が、米コロンビア大学のT・D・リー（李政道）物理学部教授と会見した。⁽⁴²⁾

九月下旬に訪中した伊東正義日中友好議員連盟会長に対して、李鵬首相は、「米国も中国に厳しい態度を取つてゐるが、その一方で友好のシグナルを送つてきている」と語つたり、江沢民総書記も「ブッシュ大統領が人に頼んでよろしくと言つてきた。私も人に頼んでブッシュ大統領によろしくと言つた」と語つた。⁽⁴⁵⁾ここで言及されている接触がスコウクロフト・イーグルバーガーの秘密訪中をさしているのか、ショーンノート女史のメッセージあるいはリー教授、さらには別のルートのいずれをさしているのかは不明である。

その後秋には、一〇月二・三日の両日、中国国际信託投資公司（CITIC）のシンポジウムが北京で開催され、アメリカからはヘイグ元国務長官が訪中した。⁽⁴⁶⁾ついで一〇月末と一月始めニクソン元大統領が訪中し鄧小平らと会談し、それに引き続いて一月中旬、キッシンジャー元国務長官が訪中した。これらの会談では、アメリカ側は、中國側に関係を改善できる行動をとるように要求したといわれる。しかし、鄧小平は、ニクソンに対し「率直にいって、アメリカは最近北京でおこった動乱および反革命暴乱に深くかかわりすぎている。中国こそ真の犠牲者で、中国を非難するのは正しくない。……〔関係改善のために〕まずはアメリカがイニシアティブをとらなければならない」と語つた。もともと、このニクソン訪中にあわせるように、中国は、北京における戒厳措置を縮小した。⁽⁴⁸⁾

一月二一日には、ブッシュ大統領は、対中制裁をふくむ国務省支出権限法案（H.R. 1487）に拒否権を発動した。拒否権の理由は必ずしも対中制裁が理由ではなく他の理由によるものであつたが、一種のシグナルとなつたかもしれない。この国務省支出権限法案は、上下両院の協議会で統一されたもので、もともとの下院案に比べると、制裁の解除の条件が「国家安全保障」ではなく「国益」となり、上院案に近づいた内容となつていて。また一月三〇日には、大統領は、ビザの切れた中国人学生の滞在を認める法案（H.R. 2712）に対しても拒否権を発動した。中国人の滞在

が容易になるためには、大統領の行政措置で十分以上にできるのであるから、何も中国を敵対化することになるかもしれない法律を作る必要はないというのがその理由であった。

このような一連の措置の仕上げが、一二月九日から一〇日にかけてのスコウクロフト補佐官とイーグルバーガー国務副長官の再訪中であった⁽⁴⁹⁾。これは、マルタでの米ソ首脳会談の内容を報告するという目的で行われたと発表されたが、それ以外に、①戒厳令の解除、②VOA放送への妨害の中止、③方励之教授夫妻の出国、④米大使館への過剰警備の中止などをあげ、このうち二つでも受け入れるなら、制裁解除に踏み切るむね中国側に伝えたとの報道がなされた⁽⁵⁰⁾。さらにその後明らかにされた問題としては、シリアに対する中国製のM-9地対地ミサイル供与の中止をもとめることも目的の一つであったと報道された⁽⁵¹⁾。

中国は、これに答えるかたちで、一二月一三日にはVOAの特派員の再駐在を許可した。また、アメリカによって懸念されていた中東へのM-9ミサイルの売却は行わない旨の発言もあった⁽⁵²⁾。フルブライト計画の交渉の再開と平和部隊のうけいれにも同意した⁽⁵³⁾。

(2) アメリカの制裁措置の変遷

このような接触を続ける一方、ブッシュ政権は関係修復のために制裁措置の緩和とみられる対応を行ってきた。

① ボーイング旅客機

対中制裁が発表された六月には、中国民航向けのボーイング社製旅客機五機の輸出認可が凍結されたと報道された。

これらの旅客機は八九年下半期に引き渡されることになっていたものであった。⁽⁵⁵⁾しかし、米国務省は、これらのボーイング社の対中旅客機輸出について、七月上旬許可し、民生用の対中輸出は停止しないとの方針を確認した。⁽⁵⁶⁾

② F-18近代化計画

対中武器輸出の禁止は、総額で六億ドルに上り、そのうち最大のものが、F-18戦闘機の電子機器の改善作業——五億二一〇万ドル相当⁽⁵⁷⁾で「平和の真珠」(Peace Pearl) 計画と呼ばれるもの——であった。しかし、天安門事件当時は、未だに米国ニューヨーク州ロングアイランドとオハイオ州ライト・パターソン空軍基地のグラマンの工場で実験と開発を繰り返している段階で、一九九一年の試験飛行が終了するまでは、輸出されないものであった。したがって、影響をうけたのは、グラマンの工場で新しい機器の導入と整備のために訓練を受けていた中国人約四〇人ほどに作業に出頭しないよう命じたことだけであった。⁽⁵⁸⁾この結果、多くの中国人技術者は帰国した。しかし、九月、中国人軍事技術者の一人が、オハイオ州ケタリングのデパートで万引き容疑で逮捕され、中国人軍事技術者が依然として在米であることが明るみにでた。一〇月には、中国人技術者の参加が再開されたことが確認された。国防総省のスポーツマンは、「彼らが必要であると米政府が決定した」と語ったのである。⁽⁵⁹⁾

③ 中国のガット加盟問題

アメリカは、天安門事件直後、ガット(関税と貿易に関する一般協定)への中国の加盟手続きに関する作業部会の継続に対してもEC諸国とともに難色をしめし、結局、作業部会のそれ以後の日程は白紙にされることになった。しか

し、九月六日には、米国務省は、中国のガット加盟問題で、事務レベル会談を行うことで両国が合意したことを発表した。⁽⁶⁰⁾これをうけて、九月一四日、中国のガット加盟をめぐるガット内作業グループは、中国以外の国の非公式会合を開き、七月に中断した作業部会を一二月中旬に再開することを決定した。⁽⁶¹⁾しかし、一二月一二日から開かれた作業部会では、米国代表は、中国の経済的条件が整っていないとして、加盟に消極的な姿勢を示した。⁽⁶²⁾

④ 通信衛星輸出問題

天安門事件直前までに、進んでいた米中貿易の中で問題となつたのが、三基のヒューズエアクラフト社製の衛星を中国のロケットで打ち上げるために中国に移送することの問題と、米輸出入銀行の融資問題であった。これらは天安門事件後、凍結されてしまつて、ヒューズエアクラフト社製の衛星は、イギリスと香港のコンソーシアムであるアジアサット(Asia Sat)に一基、オーストラリア政府所有のオーサット(Aussat)へ二基売却するとの契約がなされていたもので、これを中国の長征ロケットで打ち上げようというものであつた。⁽⁶³⁾天安門事件後の制裁措置で、この衛星の中国への移送が許可されなくなつて、八月下旬には、この措置はなし崩しに緩和されているとの報道がなされた。それによれば、「中国が来年四月に予定している通信衛星の打ち上げ計画に、米国の衛星メーカー、ヒューズエアクラフト社が協力することをブッシュ政権が最近認め」さらに「中国で原子力発電、石油掘削・精製などのプロジェクトをそれぞれ進めようとしているエスチングハウスなど五社に対し、米輸出入銀行が四五〇〇万ドル以上の融資または保証をすることを国務省が潜在に認めた」というのであった。⁽⁶⁴⁾しかし、アメリカ政府がこれらに正式に承認を与えたのは、一二月一九日のことである。通信衛星については、一二月一二日、フィッツウォ

ーター報道官は、「製造元の米企業が発送期限を守るための輸出免許を求めている。大統領は武器禁輸に関する行政措置をとったが、通信衛星は軍事用ではなく通常の輸出物資であると理解している」と語っていた。⁽⁶⁵⁾

(3) 秘密訪中と制裁緩和の理由

このように議会からは、反発を受けながら、そして高官の接触禁止という自ら課した措置に抵触するような秘密訪中をしてまでして中国との関係を改善させようとしたブッシュ政権の意図はいかなるものであったか。この問題に関する最もまとまった説明（あるいは証明とも言えるかもしれない）は、一九九〇年二月のイーグルバーガー国務副長官のものである。⁽⁶⁶⁾以下に簡単にその内容を紹介しよう。まず、イーグルバーガーによれば、一九七二年にアメリカが対中接近をして以来、すべての政権にとって次の四つが常にその対中政策の目的であったという。

- ① 中国との戦略的関係を維持すること。
- ② 東アジアの緊張緩和と安定のために中国に行動を促すこと。
- ③ 中国との交流を通して、政治・経済改革を促進させ、人権を向上させること。
- ④ 中国に市場指向型の経済へ向かわせること。

第一の戦略的関係についていえば、米ソ緊張緩和で、ソ連の脅威が減ったことによって中国の戦略的価値は下がったとの主張について、イーグルバーガーは、次のように反論する。「東欧やソ連で起こった劇的な改革によって、戦

略環境が大幅に変わったことはたしかである。しかし、それによって米国に対する中国の重要性が減少することにはならない、「東西対立の残滓とも言うべき地域紛争を解決するためにも中国は重要だし、「さらに重要なのは、中国が世界最大の人口をほこり、巨大な経済的潜在力を持ち、大規模な軍事力を保持していることであり、このような中国の参加なしに重要な国際的問題の処理を成功させることはできない。たとえば、弾道ミサイル、核兵器、化学兵器の拡散や環境問題である。」

また、第一の点——地域的重要性に関連して、「仮に中国の世界的役割が世界の安定に重要でないと想定したとしても、それが地域の平静に与える影響についてまで、そのようなことが言えないのは自明である」とイーグルバーガーは主張する。国境紛争の平和的解決、朝鮮半島の安定、そしてカンボジア紛争の解決など、中国の役割はきわめて重要なのだというのである。

さらに、イーグルバーガーによれば、中国内部の人権意識の向上のためにも、経済、政治、教育、文化、科学、体育、その他さまざまな交流が必要なのだということになる。そして、最後に、アメリカが中国の経済発展を支持することこそ、中国を市場指向型の改革に向かわせることになるのだというのである。

以上の四つの目的は、天安門事件後も変わっておらず、そのためにも中国との接触を持つことが必要だとされているのである。しかし、このような考え方方に賛成するアメリカ人であっても、ブッシュ政権の秘密外交と制裁の一方的解除にみえるやり方に対しては、反発する傾向が強かつた。あるアジア専門家のいうように「もともとの米中和解をもたらすのに決定的だった戦略的要因は、消滅したわけではないが、低下した」ことは間違いないからである。⁽⁸⁾また、イーグルバーガーはここではあげていないが、ニクソン元大統領が主張するように、対中関係の維持は、東アジアに

おける日本の勢力伸長への対抗措置として必要なのだという見方も、将来、重要ななるという可能性を完全に否定することはできないまでも、大きな支持を集めたとは言いがたかった。⁽⁶⁸⁾

五 秘密訪中以後

(1) 人権報告

スコウクロフトおよびイーグルバーガーの秘密訪中と、幾つかの制裁措置の緩和を受け、中国側は北京における戒厳令解除に向かい始めた。当初、一二月二四日にも中国は北京の戒厳令を解除する予定であったと伝えられたが、おそらくルーマニア情勢の急変もあって、それは延期された。しかし一月一〇日には、結局戒厳令は解除された。

しかし、アメリカ議会は、必ずしもこのような行政府の対中政策に満足したわけではなかった。スコウクロフト・イーグルバーガーの訪中が明るみにでるやミッチャエル民主党院内総務は、ブッシュは「中国政府に叩頭した」と非難したのである。⁽⁶⁹⁾また年が開けて、中国が戒厳令を解除しても、それほどその成果を支持する声は高まらなかつた。一月一八日には、民主化要求運動による逮捕者五七三名を釈放したが、方励之の出国は許可されず、名前だけ戒厳令を解除しても実質を伴っていないとの見方が強くでたからである。一月二十四日には、下院はブッシュ大統領に拒否権を行使された学生ビザ法案を三九〇対二五で再可決し、拒否権を覆す勢いをみせた。ブッシュ大統領は上院では、何とか三分の二以上の賛成が集まらないように、共和党議員に対し個別に電話攻勢をかけ、ぎりぎりのところで拒否権を維持することに成功したのであった。⁽⁷⁰⁾一方、対中制裁を法制化する条項を含む国務省支出権限法案は、一月三一日、

上院で九八対〇で可決され、二月ブッシュ大統領はこれに署名し成立した。

二月にはいると、国務省が、議会の要求に基づいて用意してきた人権に関する年次報告の内容が明らかになった。人権担当の国務次官補リチャード・シフターは、同報告を議会に提出する際、「ラサと北京での殺人は、始まりにすぎなかつた。その後の弾圧は、極めて短期のうちに、過去十年間に中国で起こつた開放社会へむけての重要な動きのほとんどを逆戻りさせてしまつた」と語つた。これに対し、中国が反発を示す。

もつともブッシュ政権は、これをもつて、政策転換をはかつたわけではなく、この人権報告はあくまで、議会から求められたもので、ブッシュ政権の中国における人権にたいする見方と、全般的な対中政策は異なるという立場であった。そして、シフター次官補も、次の点を強調した。

- ① 人権侵害をしている国とすべての関係を絶つことによつて、われわれの人権に関する目標は達成されない。
われわれの目標とは人権状況改善に影響を与えることであり、それは、通常、継続的に接触を保つことの結果である。
- ② われわれは現行法規による人権要求に完全に忠実である。
- ③ われわれのように人権問題に関心を寄せる者であつても、外交政策を形成する際に人権以外の要素が考慮されるることを受け入れる必要がある。⁽⁷²⁾

ソロモン東アジア・太平洋担当国務次官補も、中国がこの時期までに行つた行動は、正常化させるには不十分であ

るにしても、中国は、積極的に評価できる行動も取つてきていると語った。⁽⁷³⁾しかし、アメリカの国内では、中国との関係をさらに積極化しようとの動きは表れず、かえつて、国際政治における中国の影響は下がつて、いるのだとの議論が散見されるようになつた。⁽⁷⁴⁾秘密訪中をした一人であるイーグルバーガー国務副長官にしても、三月には、中国孤立化は望ましくないとしながらも、中国の今後について「予測するのはきわめて困難である」と語つたのである。他方、中国側も、四月になると、米中軍事協力の目玉ともいいうべき、F-18戦闘機の開発計画をキャンセルするようになつた。⁽⁷⁵⁾

(2) 一九九〇年の最惠国待遇延長問題

このように停滞した状況で、次第に大きな問題として浮かび上がつてきたのが、中国への最惠国待遇の問題であつた。アメリカは、一九七四年通商法によつて、共産主義諸国（一九七五年一月三日時点での共産主義国、ただしポーランドとユーゴスラビアを除く）への最惠国待遇について規定している。この規定によれば、この規定で最惠国待遇を否定されている国は、(1)同通商法四〇二条下の移住の自由に関する規定に従うこと、および(2)同通商法四〇五条に基づき、互恵的無差別待遇を定めた米国との二国間商業協定を締結することの二つを満たすことによつて、最惠国待遇を供与されることができる。第四〇二条の規定は、通常ジャクソン・ベニック修正条項と呼ばれるが、これによれば、対象国が市民の自由かつ無制限の移住を認めていると大統領が決定した場合にのみ、最惠国待遇を与えてよいとされている。ただし、大統領は、ジャクソン・ベニック修正条項の義務を免除（waive）した方が、移住の自由に関する同規定の目的をよりよく達成できると判断した場合、これを免除することができる。しかし、この免除は、毎年更

新されなければならない。⁽⁷⁷⁾

中国は、一九八〇年にカーター政権によって、最惠国待遇を供与されて以来、ほぼ自動的にこの免除が更新されてきていた。今回、この更新に対して、議会から強い反対が出てくるようになつたのである。モイニハン上院議員らは、一九九〇年四月段階で、すでに中国から最惠国待遇を奪う法案を提出していた。⁽⁷⁸⁾ 偶然にも、天安門事件の丁度一年後にあたる、六月三日が大統領による免除期限であった。ブッシュ大統領は、五月にはいつてからも、この問題については、検討中であるといつて、なかなか態度を明らかにしなかつたが、結局五月二十四日、一年間の延長を発表した。⁽⁷⁹⁾

この問題については、議会や専門家の間では、大きくわけて三つの立場が表明されるようになった。第一の考えは、大統領に反対し、大統領が最惠国待遇更新を認めて、無条件でこれを拒否するという立場である。この考えに沿って議論されるようになったのが、下院合同決議四六七（H.J. Res. 467）であった。第一の、そして以後有力となつていく考え方は、中国への最惠国待遇の延長を認めるが、それには条件をつけようという考え方であった。そして、第三の考えは、ブッシュ政権の立場であつて、明示的な条件なしに最惠国待遇を延長するというものであつた。

第一の立場に立つたのは、たとえば、民主党のトム・ラントス下院議員やアラン・ディクソン上院議員、共和党的ジョン・ポータード下院議員やアルフォンス・ダマート上院議員であつた。ラントス議員は、ブッシュ大統領の決定を「無原則で非現実的」だと非難し、「米国は、一九八〇年に（中国に比べれば）より軽度の人権侵害についてボーランドから最惠国待遇を剥奪し、この政策は上手くいった」のに、中国に最惠国待遇を供与しつづけるのは、「無原則で非現実的だ」と非難した。ラントス議員とポーター議員は、延長を拒否する合同決議を提案した。ダマート議員とディクソン議員も上院で同様の決議を提案していく。⁽⁸⁰⁾

第二の立場に立った代表は、五月に行われた下院外交委員会アジア・太平洋小委員会、国際経済政策・通商小委員会、人権・国際組織小委員会の合同公聴会で証言を行った、ブッシュ政権の前駐中国大使のワインストン・ロードであつた。ロード前大使は、最惠国待遇延長と同時に、以下のような措置をとるべきだと主張した。

- ① アメリカが世界中で支持している願望のためにデモに加わり命を失った中国人への敬意を表すこと
 - ② 中国への最惠国待遇の一年間延長をいうと同時に、中国における進歩的勢力への支持と、アメリカの具体的な利益の保護と、長期的な米中関係の基盤維持という目標を表立つて表明すること
 - ③ 軍事関係の停止、技術輸出自由化の凍結、世界銀行融資の延期などの現存するガイドラインを明示的に再確認すること
 - ④ 台湾のガット加盟の問題や将来の香港住民の移住機会の増大などの関連する問題について進展させることを決意すること
 - ⑤ VOAに対するジャミングに打ち勝てるだけの大幅な予算増を行うこと
 - ⑥ ブッシュ大統領が、留学中の中国人と中国およびアメリカの政策について会合をもつことを
- 人権擁護グループであるアジア・ウォッチのホリー・バークホルターは、これに加えて、さらに以下のようないくつかの譲歩が必要だと述べた。

① 一九七九年に投獄された「民主の壁」の活動家を含む、中国における政治犯すべての大赦

② 中国当局による拷問・虐待の中止

③ 天安門虐殺以後の報道・言論・集会の自由に対する規制撤廃

④ カンボジアにおける中国のクメール・ルージュへの支援停止の約束

ブッシュ政権の政策を支持するものとしては、全米米中関係委員会のデービッド・ランプトンの意見が、公聴会では示された。ランプトンは、いろいろな条件を付けても、それらを検証するのは困難だと主張し、また、台湾へのガット加入などと結び付けるのは好ましくないとロード前大使に反論した。ランプトンによれば、外部からの経済圧力は、現政権への支持を強めるだけであって、最惠国待遇の延長を認めなければ、中国国内で経済改革や政治改革を求める人々——とりわけ改革志向的な南部中国の人々の立場を弱くするだけだという。また、ランプトンは、米国が中國への最惠国待遇を与えることになると指摘した。⁽⁸¹⁾

このように最惠国待遇に関する議論がアメリカで活発化する中、中国はいくつかの譲歩と見える対応を行った。五月一〇日には、天安門事件参加者など政治犯二二一名を釈放した。⁽⁸²⁾ また、六月一二五日には、非常に大きな問題となつて残っていた方励之夫妻の出国が許可された。新華社電によれば、出国許可の理由は「病気治療」のためであった。⁽⁸³⁾ これに対し、ホワイトハウスのフィッソウオーター報道官は、「この人道的行動は、先見の明ある重要な措置であり、米中二国関係の進展に向けての雰囲気を改善するであろう」と歓迎した。⁽⁸⁴⁾

しかし、この年の最惠国待遇をめぐる米国内の政治はこれで終わるわけではなかった。一つの問題は、大統領の共

産国への最惠国待遇延長に対する議会の対応についての法的問題であった。一九七四年通商法によれば、大統領がジャクソン・ベニック修正条項の免除を宣言した場合、前年からの免除期限が切れてから六〇日以内に、上下両院のいずれかがこれに反対する決議案を通過させれば、最惠国待遇の一年延長のための免除は実行できることになっていた。しかし、このいわゆる「議会拒否権」(legislative veto) は、一九八三年、最高裁によって違憲とされており、一九九〇年夏、議会は、一九九〇年通商法によって、新たな規定を作ったのである。この新たな規定によれば、大統領のジャクソン・ベニック条項免除に関して、議会が反対がある場合は、上下両院が反対の決議を免除期限満了後六〇日間のうちにそれぞれ通さなければならぬことになった。そして、通常の法律と同様、もし大統領が拒否権を発動すれば、両院は三分の二の多数でこれを覆さなければ、その反対は通らないことになった。⁽⁸⁵⁾

法律改正があつたため、大統領の対中最惠国待遇延長の決定は五月二十四日であつたが、この新しい規定が法律になつた八月二〇日をもつて、六〇日ルールの始点とされた。したがつて、議会にとっての期限は一〇月一九日ということになった。そこで、まず最惠国待遇延長に無条件で反対との勢力は、五月二十四日の大統領の決定に反対するという決議を作成した(H. J. RES. 647 ジエラルド・ソロモン下院議員他提出)。これには、下院歳入委員会委員長のダントン・ロステンコウスキーも、貿易小委員会委員長のサム・ギボンズも反対であつたが、九月二十五日、委員会レベルでの議論を打切り、議決し、賛成多数で、下院本会議に送つた。一〇月一八日、下院本会議は、これを一四七対一七四で可決した。賛成数は、大統領の拒否権を覆すにたる三分の二に到達せず、この強硬策は、九〇年の段階では敗れ去ることとなつた。⁽⁸⁶⁾

最惠国待遇延長に条件を付けようとする勢力は、強硬反対派に比べてはるかに多数であつたし、議会指導部の支持

を受けていた。かれらの立場は、H.R. 4939 という法案に結集して行く。H.R. 4939 は、最惠国待遇延長そのものに反対するというのではなく、一九九一年の再延長に条件をつけようとするものであった。この法案によれば、以下のようないくつかの条件を中国は満たす必要があるとされていた。⁽⁸⁷⁾

- ① 一九八九年六月三日以降の、国際的に認知されたといふの極端な人権侵害の傾向を逆転させること
- ② チベットを含む中国全土で戒厳令を停止すること
- ③ 天安門事件に至る過程で非暴力的政治活動をしたことを理由に拘束されている人物の状況を説明し、彼らを釈放すること
- ④ 報道の自由およびVOAへの規制を緩和すること
- ⑤ 米国内の中国人への脅迫・いやがらせを停止すること
- ⑥ 一九八九年六月三日以前には存在しなかった海外旅行への規制を撤廃すること
- ⑦ その他、国際的に認められた人権擁護状況を大幅に向上させ、自由と民主主義への機会を増大させること

H.R. 4939 は、七月一二日に、下院歳入委員会貿易小委員会を通過し、七月一八日には、歳入委員会を通過し、本会議に送られた。この法案は、一〇月一八日、下院本会議で議決され、三八四対三〇という圧倒的多数で可決された。しかしながら、九〇年には、上院は同様の法案を可決しなかつたため、この法案は法律にはならなかつた。⁽⁸⁸⁾

(3) 湾岸危機の影響

一九九〇年八月一日のイラクによるクウェート侵攻は、アメリカの対中政策へも大きな影響を与えることになった。湾岸危機への対処に国連が大きな役割を果たすようになったことが、国連安全保障理事会の常任理事国の一つである中国の重要性を高めることになつたのである。アメリカにとってイラクに対する武力行使を認める決議案の成立が何としても必要であった。そのためには、中国が反対票を投じることは避けなければならなかつた。

そのため、一月六日には、カイロでベーカー国務長官と錢其琛外交部長との会談が行われた。そして対イラク武力行使を事実上容認する安保理決議六七八号は、中国が棄権にまわることで、一月二九日成立した。その直後、錢外相は、アメリカでベーカー国務長官およびブッシュ大統領と会見することになる。アメリカは、天安門事件以来の対中制裁として、高官レベルの交流を停止すると言つてきただけだが、スコウクロフト・イーグルバーガー秘密訪中以上に、錢外相の訪米と公式会談は、その制裁が事実上解除されたことを印象付けた。⁽⁸⁹⁾

もつとも、アメリカ政府の立場は、「接触」(contacts)と「交流」(exchanges)を区別するというもので、リチャード・バウチャー国務省副報道官によれば、「われわれは、公式接触は保つであろうと常に言つてきた。……[停止されている] 交流とは、特に格式のある儀礼的」なものだといふことである。⁽⁹⁰⁾

バウチャー副報道官は、「国連安全保障理事会常任理事国としての中国の役割と、世界的およびカノボジア問題などの地域利益を増進しようとする共通の利益に鑑みると、これら問題の包括的検討と二国間問題の突っ込んだ討議のために、錢外相をワシントンに招待するのは有益であると信じる」と語つた。⁽⁹¹⁾ 一月三〇日に、錢外相との会見後、ブッシュ大統領も米中関係には、「多くの積極的かつ非常に重要な側面」が存在すると指摘し、とりわけ重要なのは

「侵略に立ち向かうという観点での共通な立場が米中間に存在する」とだと語った。天安門事件以後の弾圧についての見解としては、「中国政府は、人権に関する広範な問題について多くの相違があることを知っている。しかし、共通な点多い」と語った。⁽⁹²⁾

以後、九〇年一二月には、シフター国務次官補、九一年三月には、ソロモン国務次官補、九一年五月にはキミット国務次官、九一年七月にはペーソロミュー国務次官補が訪中し、「交流」かどうかはともかく、高官レベルの接触はきわめて頻繁に行われるようになつた。しかし、一九九一年にはいつから米中関係がそれ以外の面で立って改善したわけではない。その事情は、九一年にはいつから再燃した最惠国待遇延長問題に表れている。

(4) 一九九一年の最惠国待遇延長問題

すでに述べたように、アメリカから中国に対する最惠国待遇は、毎年更新されない限り消滅してしまう。したがって、一九九一年もまた、最惠国待遇を延長するかどうかで、議会と行政府の間で、大きな議論が巻きおひいた。そして、一九九一年の特徴は、単に一九八九年の天安門事件以後の中国における人権の状況だけに止まらず、それ以前から存在していた問題や、新たに発生してきた問題を巡って、最惠国待遇延長の是非が論じられるようになつたといふである。

まず、下院で有力となつた法案は、H.R. 2212といふ民主党のナンシー・ペロシ下院議員らが提案した法案であった。この法案は、前年のH.R. 4939を引き継いだもので、中国において、人権の著しい侵害を防止するといふ、報道の自由およびV.O.A放送への規制撤廃、拷問の廢止、天安門後の平和的集会およびデモの禁止撤廃などの面で「有意な

「進展」が見られたと大統領が保証した場合にのみ、一九九二年の最惠国待遇延長を認めるというものである。これらの条件のみであれば、前年の法案と変わらなかつたが、審議の過程で次々と新たな修正条項が付け加えられた。それらには以下のような内容がもられていた。

- ① 中国が強制的墮胎や非自発的不妊化を支持するような政策を行つた場合、非核保有国の核兵器保有を支持した場合、ミサイルの拡散に寄与した場合、最惠国待遇は拒否される。
- ② 中国は、囚人労働による產品の輸出をしてはならない。また、台灣のGATT加盟の動きへの態度を緩和しなければならない。

この法案は、七月一〇日に下院本会議で、三二三対一二二という圧倒的大差で、可決された⁽⁹³⁾。一方、上院で議論の焦点となつたのは、S. 1387 という民主党院内総務ジョージ・ミッチャエル上院議員提出の法案である。この法案も、いくつかの分野で中国が「有意な進展」を示したと大統領が保証しない限り、一九九二年の最惠国待遇延長は認めないというものであつた。この法案で条件とされたのは、以下のような事項であつた。

- ① 政治的信条を非暴力的に表現したかどで、拘留、非難、罰せられた人々の状況を明らかにすること
- ② これらの人々のうち投獄された人々を釈放すること
- ③ 囚人労働による產品の対米輸出を停止すること

- ④ クメール・ルージュへの武器輸出を停止すること
 - ⑤ 國際的に認められた人権と基本的自由の著しい侵害を中華人民共和国およびチベットで防止すること。この中には、報道の自由およびVOA放送への規制撤廃、米国に居住する中国人へのいやがらせの停止、國際的人權擁護団体の刑務所・裁判などへの觀察を保証することなどが含まれる。
 - ⑥ アメリカの特許、著作権、その他の知的所有権の保護
 - ⑦ 関税引き下げ、非関税障壁の撤廃、米国産品の購入の増加などによって、アメリカからの輸出に、公正な市場アクセスを認めること。
 - ⑧ ミサイル管理レジーム、核供給グループの基準とガイドライン、生物・化学兵器の拡散に関するオーストラリア・グループの基準とガイドラインにあるような制限と管理を含む政策を実行すること
 - ⑨ 香港に関する中英共同宣言を忠実に守ること
- しかしながら、この法案は、本会議での議論でも、さらに条件が付け加えられた。キューバへの補助付輸出を削減すること、中国政府が強制的墮胎や非自発的不妊化を支持しないこと、中国への最恵国待遇が停止された場合に大統領がガットの他の加盟国にも同様の手段を取るよう働きかけること、などなどの新たな条件が付け加えられたのであった。このように、あまりに条件が付過ぎたため、七月二二三日の投票で、五五対四四と可決されたものの、大統領の拒否権を覆すに足るほどの支持を獲得することはできなかつた。⁽⁹⁴⁾

いざれにしても、ブッシュ政権の態度は、前年と同様、最恵国待遇については無条件でこれを延長するというものであった。現行の法規であるジャクソン・パニック条項に関しては中国は問題ないし、最恵国待遇を停止すれば、中国が困るだけでなくアメリカの産業にも影響がでるし、関係のない香港まで大きな打撃をうける、さらに、中国の行動に影響を行使するためにも、この関係を維持した方がよいというのが理由であった。

しかし、上下両院の法案にさまざまな条件が付けられたように、米中関係にいくつかの新たな問題が発生していることも事実である。天安門以後の人権状況に加えて、チベットの人権状況、武器輸出関連の問題、そして通商問題が大きな問題として扱われるようになつた。ブッシュ大統領はイエール大学での演説で、「中国の行動を変えさせるのに最も役立つ政策をとる」と語り、最恵国待遇は延長するにしても、それ以外のやり方で、中国に影響を行使すると強調した。⁽⁹⁵⁾

チベットの問題については、中国が後に不快感を表明したが、ブッシュ大統領が四月にはダライ・ラマと直接会見した。また、武器輸出関連問題では、四月に、衛星部品の対中輸出に許可を与えたかった。また六月には、過度にミサイル関連機器の輸出に従事している中国の会社に対する技術・機器輸出に許可を与えないとの決定、及び、高速コンピュータの対中輸出についても許可しない方針を明らかにした。さらに、今後、中国製ロケットによつて打ち上げられる衛星に対する技術不供与の政策を継続するとの方針も明らかにした。⁽⁹⁶⁾

貿易問題についても、ブッシュ政権は、中国に対して厳しい態度をとることを表明した。四月二六日、米国通商代表部は、タイとインドに加え中国も、一九八八年包括通商・競争力法のいわゆる「スペシャル三〇一条」による交渉優先国に指定した。「スペシャル三〇一条」は、知的所有権について十分な保護をしていない国について、優先的に

交渉することを定めた条項である。また、アメリカ側の統計によれば、一九九〇年の対中貿易赤字は、一〇四億ドルにも上り、中国に対し市場開放の要求をする方針を明らかにした。

六 おわりに

本稿の目的は、天安門事件以後のアメリカの対中政策を事実に即して記述することであった。天安門事件以後の中国の人権弾圧は、アメリカの対中政策を大きく変えた。しかし、その変化の背景には、やはり米ソ冷戦の終結が存在した。確かに、ブッシュ政権の政策担当者の多くが主張するように、中国の戦略的価値はソ連に対するカウンターパランスのみではないが、やはり、対ソ考慮が失われたことは、米中関係を以前とはかなり異なるものとした。湾岸危機／戦争で、国連の安全保障理事会の常任理事国としての中国の役割も大きいことが認識されたが、それも冷戦の終結に比べれば、決定的ではなかつた。

天安門事件以後のアメリカの対中政策は、一面では、実務的関係を復活させる方向で進展してきた。アメリカ政府は、依然として天安門事件後の制裁を解除していないと主張しているが、実質的な関係はかなり進展しており、貿易関係の増大に端的に示されている。しかし、他面では、米中関係の正常化はそれほど急速には進まなかつた。一九八九年末のスコウクロフト／イーグルバーガーの秘密訪中までは、ブッシュ政権はかなり対中正常化に積極的だつたようを見られる。しかし、中国はブッシュ政権の思うような反応をタイムリーな形でとることはしなかつた。その間、冷戦の終結は着々と進行していく。湾岸戦争は、一時、中国の価値を高めたが、湾岸戦争が終わってみると、米中

間には、人権問題以外の新たな問題が持ち上がっていた。中国の武器輸出問題と貿易問題などが典型である。冷戦の終結という大きな変化を前に、中国政府の対応が変化しなければ、アメリカ側からいれらの問題について譲歩するという可能性は、じめやかわめて小さくなっている。

- 1 いじで、構造的な影響とは、永続的かつ広範に、他の諸国間の関係に影響を与えるという意味である。
- 2 「一条線、一大片」とは、一本の線により広い面に立ち向かうという意味、すなわちアメリカ、日本と結び、その一本の線によってソ連に対抗するところといふのである。石井明「中国の対日政策決定」『東亜』一九八八年九月、一五五号参照。
- 3 『北京週報』一九八八年一二月一七日、一〇頁。
- 4 *International Herald Tribune* (以下 *IHT*)、September 7, 1988; July 15, 1988; July 28, 1989; *Far Eastern Economic Review* (以下 *FEER*) September 8, 1989, p.24.
- 5 *IHT*, September 8, 1988.
- 6 *FEER*, November 24, 1988.
- 7 『朝日新聞』一九八八年一月一七日。
- 8 *IHT*, July 23-4, 1988.
- 9 『朝日新聞』一九八九年一月一九日。
- 10 『朝日新聞』一九八八年一月一七日。
- 11 *Department of State Bulletin* (以下 *DSB*) August, 1989, p.75. 『日本経済新聞』一九八九年六月五日。天安門事件云々後のトマホークの見方の代表例だ。Winston Lord, "China's Big Chill," *Foreign Affairs*, Fall 1989, pp.1-26.
- 12 *DSB*, August 1989, pp.46-48. 『朝日新聞』一九八八年六月六日、『日本経済新聞』一九八九年六月六日。

DSB, August 1989, pp. 48-49. 『読売新聞』一九八九年六月九日（夕刊）、『朝日新聞』一九八九年六月九日（夕刊）。

14 注（12）と同じ。

15 『朝日新聞』一九八九年六月一一日（夕刊）。

16 『朝日新聞』一九八九年六月一一日（夕刊）。

17 『朝日新聞』一九八九年六月一五日、『朝日新聞』一九八九年六月一五日（夕刊）。

18 ただし、「どのような指導者がその国をおさめて、ようとも、それはその国民が決めたことである。米国はどんな国のどんな指導者ともやつてくつもりである」と語った。『朝日新聞』一九八九年六月一七日（夕刊）。

19 『朝日新聞』一九八九年六月一九日（夕刊）。

20 DSB, August 1989, p. 77. 『朝日新聞』一九八九年六月一一日（夕刊）。"HEARING OF THE SENATE FOREIGN RELATIONS COMMITTEE, SUBJECT: US-CHINA POLICY, FEBRUARY 7, 1990"（以下 Eagleburger と略す）p. 9-1.

この時点では、第一次制裁を発表したのは、重村智計によれば、ベーカー國務長官の「失敗」によるものだという。重村によれば、「ベーカー長官は一九八九年六月二〇日、アメリカ上院外交委員会で証言した。この際、中国問題についてきびしい質問を浴び、第一次制裁を準備している事実とその内容を明らかにしてしまった。あわてたホワイトハウスは、急遽制裁措置を表明せざるをえなくなってしまった。……ところが、この第二次制裁が大失敗だった。制裁を発表した翌日に、中国は上海の労働者ら三人を処刑してしまった。この処刑に対して、米国はなんらの対抗措置も打てなくなってしまった。……第二次制裁をもう一日延ばしていたら、やっかみ処刑に対抗する制裁措置として効果があったのだ」ということである。重村智計「ブッシュ政権のアジア政策」『国際問題』三五九号（一九九〇年一月）三五一六頁。

21 『日本経済新聞』一九八九年六月一一日。

22 『日本経済新聞』一九八九年六月一一日。

- 23 『朝日新聞』一九八九年六月一三日。
- 24 『朝日新聞』一九八九年六月一二日（夕刊）。
- 25 『朝日新聞』一九八九年六月一四日。
- 26 『朝日新聞』一九八九年六月一八日。
- 27 下院案 (H. Con. Res. 136) は國古大村○、上院案 (S. Res. 142) は、100対〇やあつ。 *Congressional Quarterly Weekly Report* (以下 CQ), (June 10, 1989), p. 1411. 『日本経済新聞』一九八九年六月八日。
- 28 CQ, (June 10, 1989), p. 1411. 『朝日新聞』一九八九年六月九日（夕刊）。
- 29 『日本経済新聞』一九八九年六月一一日。
- 30 『朝日新聞』一九八九年六月三〇日（夕刊）' CQ, July 1, 1989, p. 1642.
- 31 CQ, July 15, 1989, p. 1800. 『朝日新聞』一九八九年七月一五日（夕刊）。
- 32 CQ, July 15, 1989, p. 1800.
- 33 『日本経済新聞』一九八九年七月一五日、一九八九年六月一〇日。
- 34 『日本経済新聞』一九八九年七月一八日。
- 35 『日本経済新聞』一九八九年八月五日。
- 36 『朝日新聞』一九八九年六月二七日（夕刊）。
- 37 『朝日新聞』一九八九年一二月一九日（夕刊）。
- 38 Eagleburger, p. 9-1 の秘密訪中は、the July 4th weekend (Ibid., p. 28-1) によれば、一人に同行したのは秘書一人、エリザベス（国家安全保障会議）のスタッフ一人でいた。中国に滞在したのは約一四時間だった (Ibid., p. 29-2)。訪中の計画は、その前の週の中頃から開始された (Ibid., p. 28-1)。この決定はホワイトハウスでなされ、イーグルブルバーガーはこの決

定の recipient であるべくして。また、ペークー国務長官と大統領が話し合ったことは間違いないが、決定は大統領の決定である。したがって、訪中についてはペークー国務長官はその時点で承知していたとイーグルベーガーはしている(*Ibid.*, p. 32-1)。ホーリー問題も討議の話題の一つであったところ (*Ibid.*, p. 14-1)。

Ibid., p. 13-1, p. 26-1.

40 『朝日新聞』一九八九年八月一五日。

41 『朝日新聞』一九八九年八月一〇日。

42 『日本経済新聞』一九八九年八月二七日。

43 『朝日新聞』一九八九年九月一六日（夕刊）。

44 『朝日新聞』一九八九年九月一八日。

45 『朝日新聞』一九八九年九月一九日。

46 『朝日新聞』一九八九年一〇月二一日。

47 *IHT*, November 2, 1989.

48 『日本経済新聞』一九八九年一〇月二一日。

49 この訪中に同行したのは、一人の秘書、七月の秘密訪中に同行したNSCのスタッフ Chase Untermeyer だ。イーグルベーガーは証言しているが、これだと総勢六人であるが、その後に彼は五人が六人だとし、おお、確認できません。Eagleburger, p. 15-1.

50 『日本経済新聞』一九八九年一一月一〇日。

51 『朝日新聞』一九八九年一一月一一日。『日本経済新聞』（一九八九年一一月一一日）によれば、方勵之の扱いの他に、アメリカが関係修復の条件としてあげていたのは、①戒厳令の早期解除、②民主化運動に加わった学生らへの穏健な扱い、③VIO

Aへの妨害の中止であったこと。

- 52 『朝日新聞』一九八九年一二月二一日。イーグルバーガーは、中距離弾道ミサイルについて話しあつたと語っている。
Eagleburger, p.19-1. チベット問題についても七月の訪中の時ほどではないが、討議したとイーグルバーガーはいう。Ibid.,
p.14-1.

- 53 中国外務省は、中国が国産ミサイルをシリアに売却しようとしているという外国の報道は「全く根拠がない」と否定した。
『朝日新聞』一九八九年一一月二一日。

- 54 Eagleburger, p.11-1.

- 55 『日本経済新聞』一九八九年六月三〇日。

- 56 『日本経済新聞』一九八九年七月十五日。

- 57 *IHT*, August 29, 1989.

- 58 *IHT*, October 28-9, 1989.

- 59 『日本経済新聞』一九八九年七月八日。同紙によれば、「中国は八六年七月のガット理事会で加盟希望を正式に表明した。

- 日、米、欧州共同体(EC)など主要加盟国・地域は昨年から作業部会を作り、中国の貿易、通貨、関税制度などが国際的な自由貿易体制に対応できるかを審査、中国側も体制整備に努めてきた。作業部会による審査は四月に終了。〔日本〕政府筋によると、価格制度や外為制度、基準認証などで改善課題を残しながらも大きな問題はないとの結論に達しており、早ければ今秋までに作業部会の報告書をまとめ、ガット加盟の議定書作成をへて一一月のガット総会で正式に承認する段取りだった」。

- 60 『朝日新聞』一九八九年九月七日(夕刊)。

- 61 『朝日新聞』一九八九年九月一六日。

- 62 『朝日新聞』一九八九年一二月一三日(夕刊)。

63 CQ, December 16, 1989, p. 3436.

64 「朝日新聞」一九八九年八月一一日（夕刊）。

65 「朝日新聞」一九八九年一一月二二日（夕刊）。

66 Eagleburger.（全体を参照）。

67 Robert A. Scalapino, "Asia and the United States," *Foreign Affairs*, Vol. 69, No. 1 (1990), p. 93.

68 *Ibid.* リハーヴ大統領の「訪中秘密メモ」の裏面として報道されたといふによれば、米中双方の共通利益として「1. ソ連が米中の主要な脅威でなくなりたとしても米中関係修復には大きな戦略的利益がある。地政学的利益に基づいた対中政策をとるべきであり、政府間ハイレベル交流が必要である。2. 核保有国の中の協力がなければ、核拡散防止、ミサイルなどの兵器売却抑制などに実効が期待できない。3. 日本は経済超大国であり、軍事、政治超大国になる潜在力を有している。米国と密接な関係を有する強力で安定した中国の存在は、東アジアにおいて、日本およびソ連の勢力をバランスさせるのに必要だ。

1. 朝鮮半島、台湾、香港などアジア・太平洋地域の平和と安定に、中国は不可欠の役割を有する。2. 中国は巨大な経済力を握ることになり、大きな市場を提供しうる。日欧のみに任せてもよいか。3. 中国は経済、軍事大国となりうる。二十一世紀に中国の敵となるより味方となつた方が得策だ。4. 環境問題解決には、全地球人口の五分の一を有する中国の協力が不可欠である。」などの点をあげてしや。『読売新聞』一九九〇年一月六日。また、ブッシュ大統領自身、中国との関係を継続する理由として日本を考えざると見られる以下のような発言を行つた。「中国には一〇億以上の人々が存在する。中国で起つたことやその他の多くの事について、われわれと中国の指導部との間には、大きな隔たりがある。しかし、地域問題に関してみれば、われわれは彼らと付き合つていかなければならない。カンボジアが良い例だ。日本も、ある程度、良い例だ。……」

(“BUSH: US MUST WORK WITH CHINA DESPITE DIFFERENCES,” in USA database accessed through NIFTY-Serve (以後 USA と略す), January 25, 1990) NIFTY-Serve は 商用のパソコン通信のネットワークで、このサービス

を運ぶ。USA「一々一々トカヤバハル」とある。以下では、タイムルと日付で記事を特定化していく。

- 69 70 『日刊中国通信』一九九〇年一月1111' 111111。
- 71 72 『朝日新聞』一九九〇年一月11五日（夕刊）、「朝日新聞」一九九〇年一月11六日。
- 72 "SHARP DECLINE IN TOTALITARIANISM NOTED," *USIA*, February 21, 1990.
- 73 "WIDESPREAD ABUSES SEEN SINCE TIANANNMEN MASSACRE," *USIA*, February 22, 1990.
- 74 たゞべど、"WORLD EVENTS DIMINISH CHINA'S INFLUENCE," *USIA*, March 29, 1990; *The New York Times*, May 11, 1989, p.A6. 後者は、高木誠一郎「冷戦体制の崩壊と中国の对外関係」『国際問題』1170号（一九九一年一月）111頁と注記あり。
- 75 "EAGLEBURGER: DIFFICULT TO PREDICT CHINA'S COURSE," *USIA*, March 16, 1990.
- 76 77 *The Washington Post*, May 16, 1990, p.A15.
- Committee on Ways and Means, U.S. House of Representatives, *Overview and compilation of U.S. Trade Statutes, 1991 Edition* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1991) pp. 170-173. 法律の本文は「」、「」。*Ibid.*, pp. 810-812. たゞべど、なお、米国下院歳入委員会編（福島栄一監訳）『米国の通商関連法——その背景と法律解説』（日本貿易振興会、一九八七）は、前書の一九八六年版の翻訳であり、111七～111九頁に、共産国への最惠国待遇についての説明がある。
- 78 FEER, April, 19, 1990.
- 79 『朝日新聞』一九九〇年五月11五日。
- 80 "CONGRESS REACTS SWIFTLY TO CHINA MFN RENEWAL," *USIA*, May 24, 1990.

81 "LORD, OTHERS PROPOSE CONDITIONAL RENEWAL CHINA'S MFN" *USA*, May 16, 1990.

82 『丘平廿國連信』 一九九〇年六月四日。

83 『丘平廿國連信』 一九九〇年六月二十一日。

84 "DEPARTURE OF FANG CALLED "VERY POSITIVE STEP", *USA*, June 25, 1991.

85 索(ソ)參照。

86 "WAYS AND MEANS PASSES CHINA MFN DISAPPROVAL RESOLUTION," *USA*, September 25, 1990; "CHINA MFN DISAPPROVAL EXPIRED AT MIDNIGHT," *USA*, October 19, 1990.

87 "WAYS AND MEANS PASSES CHINA MFN DISAPPROVAL RESOLUTION," *USA*, September 25, 1990.

88 "CHINA MFN DISAPPROVAL EXPIRED AT MIDNIGHT," *USA*, October 19, 1990.

89 特此通知「ト ハシハ『協議の終了通知書――監査報告書や米中關係の動向』」『兼用』 116 | 申 (一九九一年六月) | ○同。

90 "CHINESE FOREIGN MINISTER TO HOLD TALKS IN WASHINGTON", *USA*, November 27, 1990.

Ibid.

92 "QIAN, BUSH FOCUS ON "POSITIVE" U.S. -SINO TIES," *USA*, November 30, 1990.

93 "HOUSE PASSES BILL PLACING CONDITIONS ON CHINA MFN," *USA*, July 11, 1991. たゞ、ト ハシハ大統領の最悪国待遇延長をやめや諒めなど、ト ハシハ中国決議案を提出れば、正式承認れど、ト ハシハ内閣は否決された。しかし、同様の決議案は上院でば、ト ハシハベトナム上院議員が提出したが、議決は無期限(延期)されど、一九九一年の最悪国待遇延長を阻止するにいたる。

94 "SENATE MFN BILL PASSES, BUT IS NOT VETO-PROOF," *USA*, July 24, 1991. H.R. 2212 号の S 1367 号
法律が成立したるにせば、両院協議案や決議案一本化し再び採決し、ト ハシハ大統領の同意をもつたが、まだ

95 CQ, June 1, 1991, p 1459.

96 U.S. IMPOSES NEW EXPORT CONTROLS AGAINST CHINA," USIA, June 17, 1991.